

第9期台東区高齢者保健福祉計画及び台東区介護保険事業計画の策定について

1 計画の位置付けについて

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」に相当し、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」とともに、両計画を一体のものとして作成することとされています。

また、介護保険事業計画の期間は3年を1期として定めることとされています。

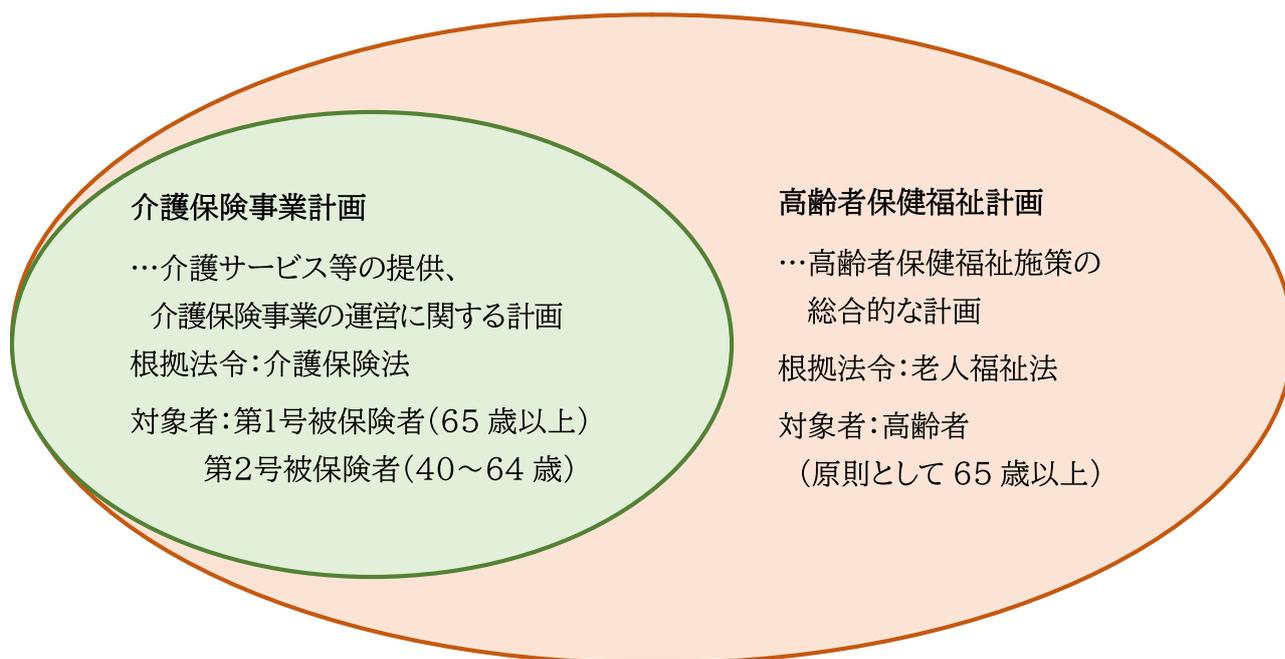
(2) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者保健福祉計画は、医療や介護が必要な高齢者だけでなく、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策に関わる総合的な計画です。健康づくりや生きがいづくり、支え合いの地域づくりなど、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。

介護保険事業計画は、地域の状況に応じて、介護サービスを適切に提供するための計画です。要支援・要介護の認定者数や介護サービスの利用量、介護予防や認知症施策の推進、介護人材の確保などに対する取り組みを定めることを目的としています。

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を含むものであり、台東区では両計画を一体的に策定しています。

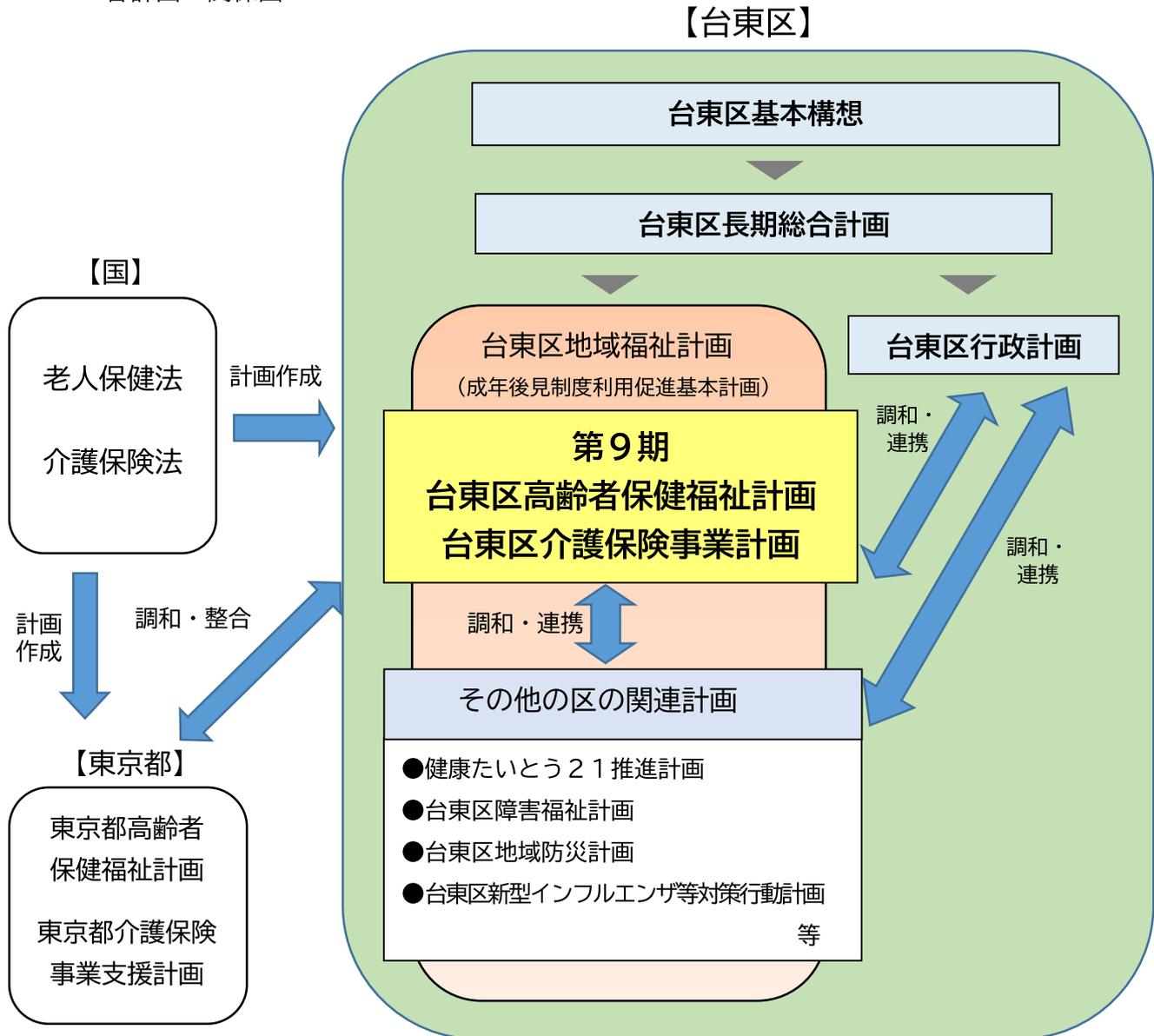
< 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係 >



(3) 長期総合計画・その他計画との関係

第9期台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画は、区政運営の最高指針である「台東区基本構想」に掲げる区の将来像を実現するための基本的な計画である「台東区長期総合計画」及び地域福祉の横断的・包摂的な計画である「台東区地域福祉計画」を踏まえ、「健康たいとう21推進計画」や、今年度改定予定である「台東区障害福祉計画」などの関連計画と調和・連携を図っています。

<各計画の関係図>



2 計画の期間について

介護保険法では、3年を1期とする事業計画の策定が定められており、第9期計画では令和6年度から令和8年度の3年間を対象としています。

3 第8期台東区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の全体像について

基本理念と基本目標

基本理念

高齢者をはじめ、誰もが尊厳を守られ、いきいきと安心して自立した生活を続けられるまち

多様性が尊重され、住み慣れた地域全体で、助け合い支え合えるまち

基本目標

主体的な健康づくりと 生きがいづくり

高齢者がいつまでもいきいきと自立した人生を過ごすことができるように、健康管理や介護予防など主体的な健康づくりを推進します。

また、生きがいづくりや社会参加を促すために地域の自主活動や団体活動を支援します。

支え合いの地域づくりと 安全安心な環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、住民相互の助け合いの活動など、多様な社会資源と連携・協力して、地域全体で支え合う地域づくりと安全安心な環境づくりを推進します。

自立した生活を支える 基盤づくり

介護が必要な状況になっても、地域で自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスを中心として、様々な支援を行うための基盤づくりを推進します。

第8期計画の施策体系

施策の方向性		
施策番号	施策名	主な内容
1. 地域包括ケアシステムの推進		
(1)	相談・支援体制の推進	・総合相談窓口や地域包括支援センターの運営
(2)	地域における支援体制の推進	・地域ケア会議や生活支援体制の整備など
2. 生きがいづくりの推進		
(1)	社会参加の促進	・地域活動の場づくりへの支援やシルバー人材センターの支援など
(2)	地域交流の支援	・生涯学習の機会の提供や老人福祉センター・老人福祉館の講座・イベントの実施など
3. 健康づくりと介護予防の推進		
(1)	健康管理と疾病予防の推進	・健康診査の受診勧奨、予防接種費用助成など
(2)	介護予防の推進	・介護予防の普及啓発、自主的な活動の支援
4. 地域における支え合いの仕組みづくりと生活支援の充実		
(1)	地域による見守りの推進	・高齢者地域見守りネットワークなど、地域全体での見守りの推進
(2)	生活支援サービスの充実	・自立支援用具給付など、居宅生活の支援
(3)	認知症施策の推進	・認知症の早期発見・早期対応、相談・支援など
(4)	尊厳ある暮らしの支援	・成年後見制度の利用支援や権利擁護、虐待の防止
5. 介護サービスの充実		
(1)	介護サービス基盤の充実	・介護サービス施設の整備など
(2)	介護サービスの質的向上	・介護人材対策や介護事業者のサービス向上
(3)	家族介護者への支援の充実	・家族介護者の負担軽減
6. 在宅療養の推進		
(1)	在宅療養支援の充実	・在宅療養生活の支援
(2)	医療・介護連携の推進	・医療関係者と介護事業者の連携
7. 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり		
(1)	高齢者の住まいの確保と住まい環境の向上	・住宅の供給や確保
(2)	福祉のまちづくりの推進	・地域のバリアフリー化
(3)	安全で安心して暮らせる環境づくり	・災害時の支援や防災・防犯意識の啓発など

施策の方向性「1. 地域包括ケアシステムの推進」は、地域包括ケアシステムを構成する5つの要素（医療・介護・介護予防・住まい・生活支援）に対する、各施策の方向性の全体にかかるものとして位置づけている。